

広島県新人看護職員研修事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、新人看護職員研修事業費補助金について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、病院等（看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第86号）第2条第2項に規定する病院等をいう（以下、「病院等」という。))において、新人看護職員（免許取得後に初めて就労する保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう（以下、「新人看護職員」という。))が基本的な臨床実践能力を獲得するための研修を実施することに対して、必要な経費の一部を補助することにより、看護の質の向上及び早期離職防止を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業は、次の事業とする。

(1) 新人看護職員研修事業

病院等が、新人看護職員研修ガイドライン（平成26年3月24日付け医政看発0324第4号厚生労働省医政局看護課長通知、以下「ガイドライン」という。）に示された以下の項目に沿って、新人看護職員に対する研修を実施した場合を対象とする。

ア 「新人看護職員を支える体制の構築」（ガイドラインⅠ-3-1）を参照）として、職場適応のサポートやメンタルサポート等の体制を整備すること。

イ 「研修における組織の体制」（ガイドラインⅠ-3-2）を参照）として、組織内で研修責任者、教育担当者及び実地指導者の役割を担う者を明確にすること。なお、専任又は兼任のいずれでも差し支えない。

ウ 「新人看護職員研修」（ガイドラインⅡを参照）に沿って、到達目標を設定するとともに、その評価を行うこと。また、研修プログラムを作成し研修を実施すること。

(2) 医療機関受入研修事業

上記（1）の事業を実施している病院等で、自施設の新人看護職員研修を公開し、公募により受け入れを実施している場合を対象とする。なお、受け入れを行う研修は、複数月で実施すること。

(補助金交付の対象)

第2条 この補助金は、新人看護職員研修事業を実施する病院等の開設者を対象とする。

(交付額の算定方法)

第5条 この補助金の交付額の算定は次のとおりとする。

(1) 別表「新人看護職員研修事業補助基準額」の基準額欄に掲げる額と同表の対象経費の実支出額のいずれか少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ないほうの額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）を交付額とする。

(交付の申請)

第6条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は別記様式第1号のとおりとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 規則第3条第1項第4号の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は次のとおりとし、提出部数は1部とする。なお、様式は別に定めることとする。

- (1) 新人看護職員研修事業所要額調書
- (2) 新人看護職員研修事業事業計画書
- (3) 新人看護職員研修事業に係る歳入歳出予算書 抄本
- (4) 新人看護職員研修事業責任者等名簿
- (5) 新人看護職員研修事業受講者名簿 (計画)

(交付の条件)

第7条 規則第5条第1項及び第3項の規定により附する条件は次のとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)をする場合においては、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合においては、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (6) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別記様式第3号により速やかに知事に報告すること。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売り上げ割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(申請の取下げ)

第8条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期間は、規則第6条の通知を受領した日から起算して10日以内とする。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定による補助事業実績報告書の様式は別記様式第2号のとおりとし、その提出期限は当該補助事業の完了した日若しくは当該補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して10日を経過した日又は、補助金の交付の決定があった日の属する県の会計年度の翌会計年度の4月10日のいずれか早い日とする。

2 規則第12条の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は次のとおりと

し、提出部数は1部とする。なお、様式は別に定めることとする。

- (1) 新人看護職員研修事業費精算書
- (2) 新人看護職員研修事業実績報告書
- (3) 新人看護職員研修事業に係る歳入歳出決算書 抄本
- (4) 新人看護職員研修事業受講者名簿（実績）
- (5) 医療機関受入研修受講者名簿（実績）
- (6) その他参考となる書類

（帳簿等の保存期間）

第10条 規則第21条の規定による帳簿及び書類を保存しなければならない期間は、当該補助事業の完了の日から起算して5年を経過した日の属する県の会計年度の末日までとする。

（財産の処分の制限等）

第11条 規則第22条ただし書の規定による財産の処分の制限をする期間は、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年7月11日厚生労働省告示第384号）」に定める期間とする。

- 2 規則第22条第2号及び第3号の規定による財産は、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具とする。
- 3 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

附 則

この要綱は、平成22年6月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年5月20日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年1月8日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年9月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別記様式第1号

令和 年度 新人看護職員研修事業費補助金交付申請書

番 号
令和 年 月 日

広 島 県 知 事 様

施設名
(開設者) 住 所
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

このことについて、次により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 申 請 額 金 円
- 2 新人看護職員研修事業所要額調書
 - 3 新人看護職員研修事業事業計画書
 - 4 新人看護職員研修事業に係る歳入歳出予算書 抄本
 - 5 新人看護職員研修事業研修責任者等名簿
 - 6 新人看護職員研修事業受講者名簿 (計画)

別記様式第2号

令和 年度 新人看護職員研修事業費補助金事業実績報告書

番 号
令和 年 月 日

広 島 県 知 事 様

施設名
(開設者) 住 所
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

令和 年 月 日付け指令 第 号で交付決定を受けたこの補助金に係る事業実績について、次の関係書類を添えて報告します。

事業開始年月日 令和 年 月 日
事業完了年月日 令和 年 月 日

- 1 新人看護職員研修事業事業費精算書
- 2 新人看護職員研修事業事業実績報告書
- 3 新人看護職員研修事業に係る歳入歳出決算書の抄本
- 4 新人看護職員研修事業受講者名簿 (実績)
- 5 医療機関受入研修受講者名簿 (実績)
- 6 その他参考となる書類

番 号
令和 年 月 日

広島県知事様

施設名
(開設者)住所
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

令和 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け指令 第 号で交付決定を受けた新人看護職員研修事業費補助金について、新人看護職員研修事業費補助金交付要綱第 7条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

- 1 広島県補助金等交付規則第13条に基づく額の確定額
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 (要県費補助金返還相当額)
金 円
- 3 別添参考となる書類 (2の金額の積算の内訳等)

新人看護職員研修事業補助基準額

基準額	対象経費														
<p>次の1から3により、算出された額の合計額</p> <p>1 研修経費</p> <p>(1) 新人看護職員が1名するとき 440 千円 ただし新人助産師研修を含むとき 586 千円</p> <p>(2) 新人看護職員が2名以上のとき 630 千円 ただし新人助産師研修を含むとき 776 千円</p> <p>2 教育担当者経費 新人看護職員5名以上の場合、5名ごとに 215 千円</p> <p>※1 新人看護職員数は、当該年度の4月末日現在における在職者数とし、上限を70名とする。</p> <p>※2 新人看護職員研修と新人助産師研修の両方に参加する者については1名として計上する。</p> <p>3 医療機関受入研修事業（実施施設のみ） 〔他施設から対象者を受入れ、研修を実施した場合の加算〕</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">受入人数</th> <th style="text-align: center;">基準額(1施設当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1名～4名</td> <td style="text-align: center;">113 千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5名～9名</td> <td style="text-align: center;">226 千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10名～14名</td> <td style="text-align: center;">566 千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">15名～19名</td> <td style="text-align: center;">849 千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">20名以上</td> <td style="text-align: center;">1,132 千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">20名を超える場合1名増すごとに(上限30名)</td> <td style="text-align: center;">45 千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 医療機関受入研修事業は複数月で実施すること。</p> <p>※2 受入人数については、1名当たり年間40時間で1名とし、上限は30人とする。なお、1名40時間に満たない場合は、複数人で40時間となれば1名とする。</p>	受入人数	基準額(1施設当たり)	1名～4名	113 千円	5名～9名	226 千円	10名～14名	566 千円	15名～19名	849 千円	20名以上	1,132 千円	20名を超える場合1名増すごとに(上限30名)	45 千円	<p>新人看護職員研修事業の実施に必要な経費</p> <p>1 研修経費 研修責任者経費（謝金、人件費、手当）、報償費、旅費、需用費（印刷製本費、消耗品費、会議費、図書購入費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費、賃金（外部の研修参加に伴う代替職員経費）</p> <p>2 教育担当者経費 教育担当者経費（謝金、人件費、手当）</p> <p>医療機関受入研修事業の実施に必要な経費</p> <p>3 受入研修経費 教育担当者経費（謝金、人件費、手当）、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費</p>
受入人数	基準額(1施設当たり)														
1名～4名	113 千円														
5名～9名	226 千円														
10名～14名	566 千円														
15名～19名	849 千円														
20名以上	1,132 千円														
20名を超える場合1名増すごとに(上限30名)	45 千円														